

石高神社示報

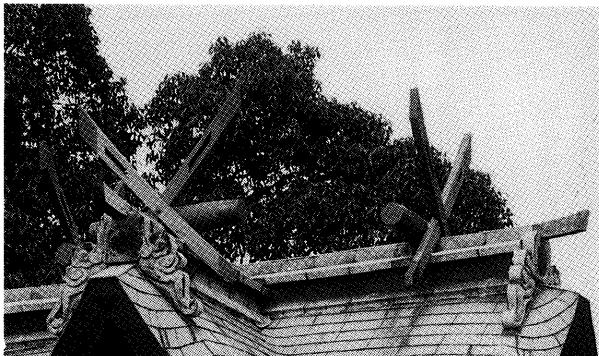
第二十号

発行日 平成十四年十二月十五日
発行者 石高神社 宮司 高原 章兆
発行所 岡山市円山八五三

本殿縁等修理について

本殿縁と千木・鰹木の修理はおかげをもちまして七月下旬に無事終了致しました。写真は新しくなった千木と鰹木です。縁側もすべて張りえられました。

また、修理寄付金も氏子の皆様のご理解とご協力によりまして二百七十八万円の額に達しました。厚くお礼申し上げます。しかししながら、目標額が二百九十五万円で総費用が二百九十八万円のところ、未だ目標額に達しておりません。誠に勝手ながら引きつづきご寄進を賜りたく存じます。正月にも拝殿にてご寄進の受付をいたしますので、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。



服忌期間について

身内の誰々が亡くなつたのだけれどもいつから神社に参拝してよいのかというお尋ねがよくあります。また、今年二月には宮司の母が亡くなつたこともあります。服忌期間について目安をまとめてみました。

今日一般に服忌の根拠とされるのは、明治七年に太政官により公布された武家服忌令です。これによると、父母が死去した場合、忌が五十日（夫三十日、妻二十日）、服が十二ヶ月（夫一年、妻九十日）と規定されています。現在は、父母夫妻の場合、忌が五十日、服が一年というのが一般的です。姻族については、これらの半分の日数です。忌というのは、生産活動をせずに、葬儀に専念する期間で、服というのは、忌明けの後もなお喪服を着たままで世間一般の公用を果しながら少し生活を慎む期間です。

現在では服の期間は名目上の事柄となつてしまつております。忌の期間のみを謹慎して死者の追悼に専念し、神前にお参りすることを控えればよいという風潮になつていています。すなわち、四十九日の法要（神道では五十日祭）が済めば、神社に

お参りしてもよいということになります。しかし、服の一年を守る慣習に従つてももちろん結構です。神社参拝についても一年くらいは鳥居をくぐらないで、鳥居前で拝礼し、御神札の授与についても服一年の後授与されるのが本義であります。他の慶事についても以上のことを参考に考えます。

参考までに神職については、忌の期間は父母夫妻子の場合には十日と定められており、それ以後は祭りをしてよいことになっています。年賀状については、一年間は出さないという風潮が根づいていますので、それに従えば良いでしょう。ただし、神職にあつては、祭りをしているのに喪中というのはおかしいことになります。私事ですが、今回宮司は神社関係には年賀状を、親戚・友人などには喪中欠礼のはがきを出すことにしました。

石高神社ホームページ

平成十二年十一月からホームページ（HP）を開設しています。一般の神社の宣伝用HPとは少し違つて「神社運営上の苦労を宮司の手づくりHPで紹介」という方針で作成しています。あまり更新していませんが、十七号以降の社報も載せてあります。今後、少しずつ充実させていく予定ですので機会がありましたらご覧ください。HPアドレスは<http://plaza7.mbn.or.jp/~ishitaka/>ですが、「石高神社」で検索した方が便利です。また、岡山県神社庁のHPから県内神社が検索できますのでそちらの方もご利用ください。

提灯のバ寄進について

奉納していただいた提灯を正月と祭りに出しています。油をひいたものは外用の灯火として、祭りの時に石段と境内に五個に使用しています。油をひかない方が、虫に喰われないように保管すれば長持ちするということですので、最近ご寄進をいただいたものは油をひいていません。しかし、外用の提灯の傷みがかなりひどくなりましたので、これを機会に奉納のお願いをしたく存じます。費用は一万六千円程度です。正月に拝殿にて承りますので、よろしくお願い申し上げます。

第一十号後記

昭和六十一年七月に第一号を発行してから十六年で二十二号を迎えました。当時は今までに氏子区域に住んでいても神社がどこにあるかわからぬという声が多く聞かれました。そこで石高神社をもつと知つていただくために宮司就任を機に悪文を顧みずはじめました。生活の中の神社との関わりといった内容で今後も編集して行く予定です。

